

規 定 集

令和 7 年度

- ・ 定款 . . . 1 ページ
- ・ 競走馬購入奨励金交付事業実施要綱 . . . 7 ページ
- ・ 市場取引馬購入奨励金交付事業実施要綱 . . . 15 ページ
- ・ 在きゅう馬出走着外付加給付金交付要綱 . . . 25 ページ
- ・ 競走馬事故共済規定 . . . 28 ページ

* 次ページに「令和 7 年度からの変更事項」、最終ページに「共有馬に関する注意点」が記載
されておりますので、ご一読ください。

一般社団法人 神奈川県馬主協会

市場取引馬購入奨励金に関して変更、追記がありますのでご確認ください。

1 市場取引馬購入奨励金事業の条件に変更はありませんが、購入対象セールをセプテンバーセールまでとします。

① 市場取引馬の購入価格に下限を設ける → 消費税抜き 500 万円以上

② 当選者 50 名のうち

さらに抽選で 10 名：購入価格 750 万円超 → 40%補助金 上限 500 万円（1,250 万円で満額受給）

ほか 40 名：購入価格 500 万円以上→ 40%補助金 上限 300 万円（750 万円で満額受給）

（40% 分は 12 月（またはご希望により 1 月）、馬体検査合格後に 100 万円を支給）

例： 購入金額 500 万円→支給額 300 万円（200 万円（40%）+ 100 万円）

購入金額 700 万円→支給額 380 万円（280 万円（40%）+ 100 万円）

購入金額 1,000 万円→支給額 400 万円（300 万円（上限超のため 40% 適用せず）+ 100 万円）

（500 万枠当選の場合）支給額 500 万円（400 万円（40%）+ 100 万円）

③ 今年度から補欠は設けませんが、セプテンバーセールまでの購買状況を調査後に、オートムセールにおいて、今年度の落選者の中から若干名を再選出し事業適用することがあります。

（条件：購入価格 400 万円以上、40%補助金、上限 300 万円）

④ 令和 6 年度以降、市場取引馬奨励金事業で 2 年連続当選しなかった場合は、3 年目に抽選を 2 回分引くことができる。（ただし、当選数は 1 頭分のみ、最短で令和 8 年度から適用）

一般社団法人神奈川県馬主協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人神奈川県馬主協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県川崎市川崎区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、公営競馬の健全な振興を図るとともに、地域社会の福祉向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 公営競馬の振興に関すること
- (2) 公営競馬に関する関係諸官庁及び関係諸団体との連絡協調に関すること
- (3) 競走馬の改良、育成及び知識の普及に関すること
- (4) 競走馬及び馬糧の共同購入及び斡旋に関すること
- (5) 競走馬の保健衛生に関すること
- (6) きゅう務関係者の福利厚生に関すること
- (7) 地域社会の福祉向上に関すること
- (8) その他目的を達成する為に必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次の2種類の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 地方競馬全国協会の行う馬主登録を受けた者で、川崎競馬場小向きゅう舎（これに準ずるものを含む。）に常住馬を有する者のうち、この法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 共有馬限定会員 地方競馬全国協会の行う馬主登録を受けた者で、川崎競馬場小向きゅう舎（これに準ずるものを含む。）に常住馬を共有の方法でのみ有する者のうち、この法人の目的に賛同して入会した者
- (3) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で総会において推薦された者

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の正会員になろうとする者は、総会において定めるところにより、入会金を納付しなければならない。

2 正会員は、総会の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、会長に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 全正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数

をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名する。

第5章 役員等

(役員の設置)

第20条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上 15名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が予め理事会の議決を経て定めた順序により、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その業務執行に係る職務を代行する。

4 会長及び副会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第 24 条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第 26 条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(事務局)

第 27 条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1名、その他の職員若干名を置く。

3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 職員の服務及び給与に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第 28 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもつ

て行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄付金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入

(資産の管理)

第35条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て定める。

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告

第8章 剰余金の分配

（剰余金の分配）

第 39 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 40 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散及び残余財産の処分）

第 41 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第 42 条 この法人の公告は、電子公告とする。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第1項において読み替えて準用する同法第 106 条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は、加藤豊三とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第1項において読み替えて準用する同法第 106 条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この定款は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年度一般社団法人神奈川県馬主協会競走馬購入奨励金交付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人神奈川県馬主協会会員（以下「会員」という。）が、川崎競馬に出走させるために競走馬を購入（仔わけを含む。）する場合、予算の範囲内で競走馬購入奨励金（以下「奨励金」という。）を交付し、もって川崎競馬の発展及び円滑な運営に資することを目的とする。

(奨励事業の対象馬)

第2条 奨励金を交付する馬（以下「対象馬」という。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) 一般馬 3歳 3 月末日までに川崎競馬組合が実施する能力試験又は未出走で調教試験に合格したもの

(奨励金支給の要件)

第3条 奨励金事業は、次に掲げる各号の要件に該当していなければならない。

- (1) 会員所有馬であること（※共有馬の場合も所有者全員が会員であること）
- (2) 一般馬にあっては、事前登録した馬について共済委員会で審査を行い、理事会で承認された馬であること
- (3) 奨励金の交付を受けようとする年度における年会費が完納されていること
- (4) 当協会が運営する競走馬事故共済事業（以下「共済制度」という。）に加入していること。
- (5) (2)に該当する馬が、予定交付頭数を下回った場合は、再度募集を行う。再募集終了後、応募した馬について共済委員会で審査を行い、理事会で承認を受けた馬であること。
- (6) 一般馬において、事前登録後に馬主変更した場合、原則として奨励金は支給しない。

※但し、以下の場合はこの限りではない。

- ① 個人馬主 A 氏所有馬 → A 氏が代表の法人または組合、A 氏が代表の地方競馬共有クラブ法人、A 氏が代表馬主の共有所有（共有者全員が会員であり規定頭数内）への変更
- ② 法人または組合 B 所有馬 → B 代表者個人への変更

(奨励金の限度頭数、金額等)

第4条 対象馬の頭数及び奨励金の額は、別に定めるところによる。

2 奨励金の交付において、交付の最終回に交付申請が複数頭ある場合は、一般馬にあっては、原則として、能力試験における走破タイムの上位順（走破タイムが同一の対象馬が複数いる場合は、抽選とする。）とする。

3 一般馬・市場取引馬の支給頭数・支給金額は、各入きゅう頭数の状況に応じて、神奈川県川崎競馬組合と協議の上、変更することがある。

(交付申請)

第5条 会員が奨励金の交付を受けようとするときは、競走馬購入奨励金交付申請書（第1号様式）（以下「交付申請書」という。）に、別に定める書類を添えて一般社団法人神奈川県馬主協会会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。

- 2 奨励金交付の申込は、その年度の能力試験開始日からその年の最終の馬体検査（共済制度の加入のために行う検査をいう。以下同じ。）の日から1週間以内に行うものとする。

（交付決定等）

第6条 会長は、毎月末日（この日が日曜日又は祝日に当たる場合はその翌日（その日が祝日に当たる場合はその翌日）、土曜日に当たる場合はその前日）に交付申請書の提出を締切り、川崎競馬組合が証明した能力試験結果表と照合の上、速やかに奨励金の交付決定をするものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、川崎競馬における初出走の結果を確認するまでの間、奨励金の交付決定を留保することができるものとする。

（1） 馬体検査の結果に鑑み対象馬の状況を確認することが必要と認めた場合

（2） 第8条に規定する義務に違反する蓋然性があると認めた場合

- 3 会長は、当協会理事会が特段の事由により奨励金の交付が適当でないと決議した場合は、奨励金の交付を行わないことができるものとする。

- 4 会長は、奨励金の交付決定をした場合は、申請した会員に交付決定通知書を送付するものとする。

- 5 会長は、第2項又は第3項の決定をした場合は、申請した会員又は管理調教師に理由を添えて、その旨を通知するものとする。

（奨励金の支払等）

第7条 会長は、奨励金の交付を決定した日の翌日から起算して15日以内に会員が指定した金融機関に奨励金を振込むものとする。

- 2 会長は、申請した会員に支払通知書を送付するものとする。

（被交付者の義務）

第8条

（1） 馬主は、馬体検査合格の翌日から1年間、奨励馬を所有し、相当の期間小向きゅう舎に在きゅうさせ、川崎競馬に貢献することとする。

（2） 奨励金の交付を受けた競走馬（以下「奨励馬」という。）は、義務を履行する前に、JRA 及び他地区へ転籍（傷害を除く用途変更を含む。以下同じ。）することはできない。ただし、小向きゅう舎において、やむを得ない理由又は一定の川崎競馬への貢献後において、会員に譲渡する場合は、この限りではない。この場合において、譲受人は共済制度への加入を継続し、義務期間が満了するまでの残存期間の義務を引き継ぐものとする。 ※一定の川崎競馬への貢献とは、3か月相当所有し、川崎競馬場関連施設に在きゅう、川崎競馬に出走させることをいう。

（3） 奨励馬は、小向きゅう舎以外へ転きゅう（JRA への転出を含む。）することはできない。

（4） 奨励馬は、共済制度を任意に脱退できない。

（5） その他、義務を履行できない事情が生じたときは、遅滞なく協会に報告し、協会は、共済委員会で審議を行う。

（6） 奨励馬を会員、非会員を問わず、他の馬主に譲渡した場合は、遅滞なく協会に報告しなければならない。

- 2 第6条第2項により交付決定が遅れてなされた場合における前項の義務は、交付決定がなされた日から

ら起算して1年間とする。

(義務の期間の短縮等)

第9条 奨励金の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、残存する義務の期間の短縮(以下「義務短縮」という。)を申請することができるものとする。申請期日は、短縮要件を満たした時点から60日以内とし、申請期日を過ぎた場合及び申請がない場合は、適用しないこととする。

- (1) 市場取引奨励馬が、義務発生日以降6回出走(他場での出走を含む。以下同じ。)して、収得賞金がゼロの場合
 - (2) 市場取引奨励馬が、義務発生日以降8回出走して、着順1着がゼロの場合
 - (3) 一般2歳奨励馬にあつては、義務発生日以降5回出走(他場での出走を含む。)して、着順1着がない場合及び着順1着となった後に5走連続着外の場合
 - (4) 奨励馬が、共済制度の支給事由(3か月の休養を除く。)に該当し、事故見舞金が支給され、かつ競走馬の登録を抹消した場合
 - (5) 奨励馬が、共済制度の支給事由とならない休養中の事故により、殺処分、へい死又は競走の用に供することができなくなり用途変更(競走馬の登録を抹消することを必要とする。)した場合
- ※(4)(5)の場合においては、共済委員会が審査を行い、認否を判断することとする。
- (6) その他、次に該当する馬は、申請により、抹消を条件に義務期間の短縮を認めることとする。

- ・鼻出血により、出走制限を2回以上受けた馬
- ・タイムオーバーにより、出走制限を2回以上受けた馬
- ・発走・競走調教不十分により、制裁を2回以上受けた馬
- ・発走・競走調教不十分により制裁を受け、再検査に合格できない馬

- 2 会長は、第1項の義務短縮をするに当って、競走馬の登録の抹消を行うこと等の条件を付することができるものとする。
- 3 第1項の申請は、奨励馬義務期間短縮申請書(第2号様式)に別に定める書類を添えて、会長に提出することによって行うものとする。
- 4 奨励馬義務短縮申請書が提出されたときは、会長は当協会の共済委員会に諮り義務短縮を承認するか否かを決定するものとし、その結果を被交付者に通知するものとする。なお、義務短縮を承認しない場合は、その理由を付さなければならない。
- 5 被交付者は、義務短縮が承認されるまでの間は、なお前条に規定する義務を負うものとする。

(奨励金の返還等)

第10条 被交付者が、第8条に違反し、若しくは不正な義務短縮の申請(付された条件に違反した場合を含む。)をし、又は義務期間内に退会、除名若しくは会員資格を喪失した場合は、会長が指定した期日までに支給された奨励金の全額を返還しなければならない。

- 2 奨励馬が、共済事由によらずかつ合理的な理由なく、南関東等の競馬に出走しない場合、管理調教師は、当該馬の状況を共済委員長に報告しなければならない。共済委員長は、その内容を理事会に報告し、理事会で不適當と認めたときは、被交付者は、会長が指定する期日までに奨励金の全額を返還しなければならない。

- 3 被交付者が、前2項の規程に基づく返還に応じない場合、若しくはそれらの行為が、理事会で悪質と判断された場合は、すべての奨励馬事業並びに在きゅう馬出走着外付加給付金事業の権利を2年間喪失させることができるものとする。
- 4 第2項の事実関係を調査するため必要と認めたときは、共済委員長は、嘱託獣医師を当該馬の休養先に派遣することができるものとする。
- 5 奨励馬を無断で譲渡又は持ち分等の変更をし、それが明らかとなった場合、共済委員会で審議し、関係者に対し、一定期間当協会事業の恩恵を受けられない措置を講ずる場合がある。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、競走馬購入奨励金交付事業の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 一般社団法人神奈川県馬主協会競走馬購入奨励事業実施要綱は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の時に、一般社団法人神奈川県馬主協会競走馬購入奨励事業実施要綱により奨励金を取得した奨励馬については第9条を適用する。
- 4 この要綱の施行の時に、一般社団法人神奈川県馬主協会競走馬購入奨励事業実施要綱第 10 条に該当する場合は、なお従前の例による。
- 5 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する（認定馬関係の追加関係）。
- 6 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する（第2条第2項関係ほか）。
- 7 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する（第2条、第3条、第6条、第 10 条関係等）。
- 8 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する（※第9条、第 10 条関係等、2歳認定奨励馬を廃止した。）。
- 9 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する（第3条関係 共有馬の条件を定めた。）。
- 10 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する（被交付者の義務、義務期間短縮等、奨励金の返金等に加筆）。
- 11 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する（第3条関係 共有馬の条件を定めた。支給条件等）。
- 12 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する（JAR3 歳転入馬奨励は廃止）
- 13 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する（第 2 条、第 9 条）

競走馬購入奨励金交付申請書

一般社団法人神奈川県馬主協会会長 殿

次のとおり、競走馬購入奨励金の交付を申請します。

（一般社団法人神奈川県馬主協会 F A X 044-245-8090）

交付申請年月日等		年 月 日	
馬主	住 所	〒 ()	
	氏 名	電話 ()	
	預託きゅう舎名	きゅう舎	
購入馬	馬名	号	
	チップ番号	3 9 2 1 1 8 0	
	種類/性別	サラ 2 歳 オス/セン ・ メス	
	購入日	年 月 日 □仔わけ	
	購入価格	円	
能力検査		年 月 日	
共済加入日		年 月 日	
添付書類 (□に✓してください)		☐ 売買契約書(写) ☐ 血統登録証明書(写) ☐ 馬登録証(写) ☐ その他()	

(注) 仔わけの場合は、□に✓してください。

協会処理欄	No _____	担当者

奨励馬義務期間短縮申請書

一般社団法人神奈川県馬主協会会長 殿

次のとおり、奨励馬義務期間を短縮されるよう申請します。

（一般社団法人神奈川県馬主協会 F A X 044-245-8090）

申請年月日	年 月 日						
馬主住所	〒 () 電話 ()						
馬主氏名							
預託きゅう舎名							
馬 名	号 オス/セン・メス						
チップ番号	3 9 2 1 1 8 0 ☐ 一般馬 ☐ 市場取引馬						
義務発生日又は 共済馬体検査日	年 月 日						
申請理由 (□に✓してください)	☐ 一般奨励馬5走1着無し、1着以降5回着外（下の欄に成績を記入） ☐ 一般奨励馬免除事由（理由を記載） ☐ 市場取引馬6走賞金ゼロ、8走1着無し（下の成績欄に成績を記入） 共済事由の発生 ☐ 競走中の事故により殺処分 ☐ 競走中の事故により用途変更 ☐ 競走中以外の事故により殺処分・用途変更 ☐ 6か月の休養 ☐ 休養中の事故により殺処分、斃死、用途変更						
成績	出走	出走競馬場			日 付	レース	着順
	1走目	川崎 ・ 大井 ・ 船橋 ・ 浦和 ・ その他 ()			年 月 日		
	2走目	川崎 ・ 大井 ・ 船橋 ・ 浦和 ・ その他 ()			年 月 日		
	3走目	川崎 ・ 大井 ・ 船橋 ・ 浦和 ・ その他 ()			年 月 日		
	4走目	川崎 ・ 大井 ・ 船橋 ・ 浦和 ・ その他 ()			年 月 日		
	5走目	川崎 ・ 大井 ・ 船橋 ・ 浦和 ・ その他 ()			年 月 日		
	6走目	川崎 ・ 大井 ・ 船橋 ・ 浦和 ・ その他 ()			年 月 日		
	7走目	川崎 ・ 大井 ・ 船橋 ・ 浦和 ・ その他 ()			年 月 日		
8走目	川崎 ・ 大井 ・ 船橋 ・ 浦和 ・ その他 ()			年 月 日			
添付書類 (□に✓してください)	☐ 診断書 ☐ 検案書 ☐ レントゲン写真 ☐ エコー写真 ☐ 化製証明 ☐ 馬登録証（写） ☐ その他 ()						
協会処理欄						担当者	

競走馬購入奨励金返還申出書

一般社団法人神奈川県馬主協会会長 殿

住所（〒 — ）

申出人（馬主）名

申出年月日 年 月 日

次のとおり、競走馬購入奨励金を返還することを申し出ます。

馬 名	
預託調教師名	
奨励金支給日	年 月 日
返還の理由	・転きゅう ・譲渡 ・廃馬 ・その他（ ）
	措置した年月日 年 月 日
	返還に至った詳細な理由
返 還 額	円

一般社団法人神奈川県馬主協会競走馬購入奨励金交付事業実施要綱第4条

第1項により、令和7年度の奨励金の交付頭数及び金額を次のとおりとする。

1 奨励馬の交付頭数及び奨励金の額

(1) 交付頭数

ア 一般馬 150 頭

イ 市場取引馬 50 頭

・ 購買価格 750 万円を超える馬 10 頭

・ 購買価格 500 万円以上の馬 40 頭

※セプテンバーセールまでの購買状況を調査した上で、オートムセールを当該事業適用とするか否かを理事会で協議する。適用とする場合は購買頭数と購買候補者を理事会で決定する。なお、オートムセールでの購買価格は400 万円以上（消費税抜き）とする。

(2) 奨励金の額

ア 一般馬

(ア) 1 頭につき 100 万円の交付とする。

(イ) 1 馬主につき 2 頭までとする。

イ 市場取引馬

(ア) 購買価格に応じた額（15 頁参照）

(イ) 1 馬主につき 1 頭までとする。

※原則として、1 会員につき、市場取引奨励馬と一般馬（何れも 2 歳馬）の合計頭数の上限を 2 頭とする。

※共有で所有する馬については、共有者全員が、1 頭の権利を行使したもののみなす。

※市場取引馬購入奨励金支給応募抽選に当選したが、購入できなかった場合は、1 頭の権利を行使しなかったこととする（翌年度の抽選参加可）。

2 交付申請等における申請書以外の添付書類

(1) 交付申請（第5条関係）

売買契約書（写）、血統登録証明書（写）、馬登録証（写）、自家生産馬については、所有念書等製協会が指定するもの（これらのうち1種類又は複数）

(2) 奨励馬義務義期間短縮申請（第9条関係）

馬登録証（写）、診断書、検案書、レントゲン写真、エコー写真、化製証明、その他当協会が指定するもの（これらのうち1種類又は複数）

3 その他

年度内に奨励金の返還があった場合は、奨励馬事業に充てるものとする。

一般馬・市場取引馬奨励は一本の事業であり、それぞれの頭数に応じ、その資金を融通し合うものとする。

原則1 会員につき、市場取引馬と一般馬（何れも 2 歳馬）の合計頭数の上限 2 頭は入きゅう申請頭数を踏まえて令和 8 年度から緩和することがある。

令和7年度一般社団法人神奈川県馬主協会 市場取引馬購入奨励金交付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人神奈川県馬主協会正会員（以下「正会員」という。）が、川崎競馬に出走させるために競走馬をセリ市場において購入した場合、予算の範囲内で市場取引馬購入奨励金（以下「市場取引奨励金」という。）を交付し、もって「川崎競馬の在きゅう馬を確保する」とともに、「強い馬づくり」を図り、川崎競馬の発展及び円滑な運営に資することを目的とする。

(対象馬等の要件)

第2条 市場取引奨励金を交付する競走馬（以下「対象馬」という。）は、正会員が次条に定める(1)から(6)のセプテンバーセールまでのセリ市場（以下「セリ」という。）で落札（以下「取得」という。）し、川崎競馬小向きゅう舎（外きゅうを除く。）に繋養した正会員所有馬（共有馬にあっては、代表者が正会員であり、所有者全員が会員であること。または共有会員が3会員以上であること。）とする。

2 セプテンバーセール終了後に購買状況の調査を行い、予算執行を調査した上で、オートムセールにかかる本事業の適用を理事会で決定する。

3 購買価格は、消費税抜きで500万円以上の馬に限定とし、うち750万円を超える額の馬を購入した10名に対し、3の(1)に示す奨励金を支給する。なお、この10名は抽選会で決定する。前項の2にかかる購買価格は、消費税抜きで400万円以上の馬に限定し、購買候補者は第5条で落選したもののの中から購買意向を把握した後に理事会で決定する。

4 市場取引奨励金の額及び対象馬の数は、次のとおりとする。

(1) 購買価格消費税抜きの価格の40%以内（上限500万円）とする。

(2) 購買価格消費税抜きの価格の40%以内（上限300万円）とする。

(3) 3歳3月末日までの能力試験合格（馬体検査）を条件とし、さらに100万円支給。

(4) 対象馬の数は、別に定めるところによる。

(5) 第2条2に係る奨励金の額は(2)に準ずる。

5 一般社団法人神奈川県馬主協会会長（以下「会長」という。）は、同一馬について一般社団法人神奈川県馬主協会競走馬購入奨励金交付事業実施要綱（平成26年4月2日施行）（以下「一般奨励金要綱」という。）による競走馬購入奨励金と市場取引奨励金を重複して交付しない。

(セリ市場)

第3条 市場取引奨励金交付の対象とするセリは、次のとおりとする。

(1) 九州1歳市場	主催	九州軽種馬協会	R7.6.17
(2) ハ戸市場	※1歳馬 主催	青森県軽種馬生産農業協同組合	R7.7.2
(3) セレクトセール	※1歳馬 主催	一般社団法人日本競走馬協会	R7.7.14-15
(4) セレクションセール	※1歳馬 主催	HBA 日高軽種馬農業協同組合	R7.7.21-23
(5) サマーセール	※1歳馬 主催	HBA 日高軽種馬農業協同組合	R7.8.18-23
(6) セプテンバーセール	※1歳馬 主催	HBA 日高軽種馬農業協同組合	R7.9.15-17

(応募等)

第4条 正会員が、市場取引奨励金の交付を受けようとするときは、別に定める日までに市場取引馬購入奨励金受給応募書（第1号様式）を会長に提出し応募するものとする。

2 市場取引馬購入奨励金受給応募書の提出数は、正会員1人につき1通とする。

3 会長は、申請する年度における年会費が完納されていないときは、市場取引馬購入奨励金受給応募書を受理しない。ただし、その年度の年会費の納付期限が到来していないときは、この限りではない。

4 共有馬として所有する場合は、応募の段階からその意思を示すとともに、応募は、代表者が行うこととする（※所有割合は問わないが、所有者全員が会員であること）。

(抽選等)

第5条 会長は、前条により応募した者（以下「応募者」という。）の内から抽選で市場取引馬購入奨励金受給資格者（以下「受給資格者」という。）を決定するものとする。ただし、応募者が対象馬の数を超えないときは、抽選を行わない。

2 抽選は、公開とし、次により行う。

(1) 抽選順位を決定するための抽選

(2) 受給資格者を決定するための抽選

(3) 応募者又は代理人が籤を引くものとする。

3 応募者が籤を引くときは、会員証を提示しなければならない。

4 応募者又は代理人が抽選に欠席又は遅刻（抽選順位を決定する抽選の終了時点より遅れたこと。）したときは、応募を撤回したものとみなす。

(受給資格者等)

第6条 会長は、受給資格者が、対象馬の数に到達するまでを当選受給資格者（以下「当選者」という。）とする。

2 会長は、当選者に市場取引馬購入奨励金受給資格取得通知書（第2号様式）を交付するものとする。

3 当選し、市場取引購入奨励金を受給した会員は、翌年度1年間抽選に参加できないものとする。

4 令和6年度以降2年連続して抽選で当選しなかった方は、翌年度2回抽選できるものとする。

5 3については、応募者数に応じて、緩和することがある。

(受給資格者の義務)

第7条 受給資格者は、次の義務を負うものとする。

(1) 受給資格者の地位を贈与又は譲渡してはならない。

(2) 次条第1号又は同条第2号に該当したときは、速やかに会長に報告しなければならない。

(受給資格の取消し)

第8条 会長は、受給資格者に次の各号のいずれかに該当したときは、受給資格を取り消すものとする。

- (1) 受給資格を放棄又は辞退したとき
- (2) セリで対象馬を取得しなかったとき
- (3) 前条第1号に規定する義務に反したとき
- (4) 第10条第1項に定める日までに市場取引奨励金の交付申請がないとき

(市場取引馬購入奨励金の交付申請)

第10条 当選者は、対象馬を取得したときは11月末日までに市場取引馬購入奨励金交付申請書(第3号様式)に別に定める書類を添えて、会長に奨励金の交付申請をするものとする。

- 2 前項の場合において、当選者が2頭以上の対象馬を取得しているときは、対象馬に市場取引奨励金の交付の順位を付して交付申請できるものとする。この場合において、当選者は、対象馬の数に応じた数の市場取引馬購入奨励金交付申請書を一括して提出するものとする。

(市場取引奨励金の交付決定等)

第11条 会長は、市場取引奨励金の交付申請があったときは、審査委員による審査のうえ市場取引奨励金の交付を決定し、市場取引奨励金交付決定書(第4号様式)を送付するものとする。

- 2 会長は、前条第2項による交付申請については対象馬に市場取引奨励金の交付の順位を付して市場取引奨励金の交付を決定するものとする。この場合において、前条第2項後段の規定を準用する。
- 3 審査員の構成等は、別に定めるところによる。

(交付決定者の義務)

第12条 交付決定を受けた者(以下「被決定者」という。)は、次の義務を負うものとする。

- (1) 次条第1号、同条第3号又は同条第4号に該当したときは、速やかに会長に報告しなければならない。
- (2) 対象馬について、市場取引奨励金が支給される前に所有権の一部(持分)を贈与又は譲渡してはならない。

(交付決定の取消し)

第13条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取消すものとする。

- (1) 対象馬が、能力試験受験前に競走馬としての能力を喪失したとき
- (2) 対象馬が、3歳の3月末日までに、当協会が別に運営する競走馬事故共済事業(以下「共済制度」という。)の馬体検査に合格しなかったとき
- (3) 対象馬を川崎競馬場以外の競馬場(JRAを含む。)に転きゅう・出走させたとき
- (4) 受給資格者が、対象馬の所有者でなくなったとき
- (5) 前条第2号に規定する義務に反したとき

- (6) セリが取消し又は無効となったとき若しくはセリに違法又は不正があったとき
 - (7) 受給資格者が、当協会を退会・除名又は会員資格を喪失したとき
 - (8) その他、この要綱の規定に反する事由があったと認められるとき
- 2 対象馬が2頭以上のときは、前項第1号から第6号までの規定に該当した対象馬についても同様とする。

(交付決定の無効)

- 第14条 対象馬が一般奨励金要綱による競走馬購入奨励金を受給したときは、交付決定は無効とする。
- 2 被決定者が市場取引奨励金を受給したときは、第11条第2項によるその他の対象馬に係る交付決定は無効とする。

(対象馬の差し替え)

- 第15条 第11条第2項により交付決定された被決定者は、第1順位の対象馬に第13条第1号から第5号までの規定に該当したときは、次順位以下の対象馬をもって市場取引奨励金交付の対象に差し替えることができるものとし、被決定者は市場取引馬購入奨励金対象馬差替申請(第5号様式)を会長に提出するものとする。ただし、差し替えのできる期間は、差し替えされる対象馬が共済制度に加入できる期限までの間とする。

(市場取引奨励金の支給等)

- 第16条 会長は、対象馬が共済制度に加入したときは市場取引奨励金を支給するものとする。
- 2 前条により次順位以下の対象馬を繰り上げたときは、繰り上げた対象馬の取得価格をもって第2条第2項第1号により算出した額を支給する。ただし、繰り上げられる前の第1順位であった対象馬に係る算出額を超えないものとする。
- 3 会長は、対象馬が共済制度に加入した日の翌日から起算して15日以内に被交付決定者が指定した金融機関の口座に振込むものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、川崎競馬における初出走の結果を確認するまでの間、高額奨励金の支給を留保することができるものとする。
- (1) 共済制度の馬体検査の結果に鑑み、対象馬の状況を確認することが必要と認めた場合。
 - (2) 次条で準用する一般奨励金要綱第8条第1項に規定する義務に違反する蓋然性があると認めた場合。
- 5 会長は、市場取引奨励金を支給する年度における年会費が完納されていないときは、市場取引奨励金を支給しない。

(受給者の義務)

- 第17条 市場取引奨励金を支給された者について、一般奨励金要綱第8条(第2項を除く。)から第10条までの規定を準用する。この場合において「奨励金」とあるのは「市場取引奨励金」と「市場取引馬購入奨励金交付事業」とあるのを「競走馬購入奨励金交付事業」と読み替えるもの

とする。

- 2 前項により準用する同要綱第8条第1項の義務期間の間、対象馬を川崎競馬小向きゅう舎（外きゅうを除く。）に繋養しなければならない。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、市場取引馬購入奨励金交付事業の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する（事業名、奨励金の枠組み、共有馬の要件等改正）。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する（共有馬の応募資格について、加筆）。

令和4年度において、一般社団法人神奈川県馬主協会市場取引馬購入奨励金交付事業実施要綱の中で、別の定めは次のとおりとする。

- ・第2条第2項第2号の数（対象馬の数）は、50頭とする。ただし、下回ることがある。
- ・第10条第1項の書類（添付書類）は、売買契約書（写）及び血統登録証明書（写）とする。
- ・第11条第3項の審査員の構成等は、共済委員会委員とする。

第18条による申し合わせ事項

《対象馬の譲渡の可否について》

- ・ A氏代表の法人（非会員）市場取引馬購入・譲渡 ⇒ A氏（会員・当選者） ○ 承認
- ・ A氏代表の法人（会員）市場取引馬購入・譲渡 ⇒ A氏（会員・当選者） × 不承認

《一時金の支給》

- ・ 当選者が、1歳市場すべて終了後において、書類を整え交付申請し、協会がそれを受理し、決裁を経た時点で、交付決定額から100万円を差し引いた額を一時金として支給する。交付決定残額100万円については、共済制度加入後に支給する。

この要綱は、令和5年5月1日から施行する（第2条 対象馬の要件の奨励金の額を改めた。

第6条 受給資格者等に加筆した。）

この要綱は、令和6年5月1日から施行する（第2条の3、第5条の2、第6条の4、5を加筆修正した。）。

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。（第2条を加筆修正した。）

市場取引馬奨励金受給応募書

一般社団法人神奈川県馬主協会会長 殿

市場取引馬奨励金を受給したいので応募します。

申請年月日 年 月 日

〒 ー

住 所 _____

電 話 番 号 _____

会 員 氏 名 _____
(会員番号 _____)

共有予定者名 _____
共有の場合は代表者（一名）が応募してください。

☐ 上限 500 万円（当選者 10 名）の再抽選を希望する（希望する場合は✓を記入してください）

委 任 状

市場取引馬奨励金受給応募の抽選の籤引きを委任します。

1. 調教師名 _____

2. 一般社団法人神奈川県馬主協会監事

(注) 1、2 のいずれかに○を付けてください。

(注) 市場取引馬奨励金受給応募書の提出は、1 会員につき 1 通、**本人からの応募**とします。
代理人により籤引きをする場合は、上の委任状に記入してください。
代理人は、川崎所属の調教師に限ります。
ただし、調教師名が未記入の場合は、当協会の監事への委任とみなします。
応募の締め切り日は、**令和 7 年 6 月 13 日（金）17 時（必着）**です。

- * 申込者が 50 名以上の場合は、公開抽選となります。
- * **前年度当選され、奨励金を受給された方はお申し込みできません。**
- * 抽選日は令和 7 年 6 月 20 日（金）13 時 30 分からを予定しています。
- * 抽選の場合は、本人又は代理人は必ず出席してください。籤を引いていただきます。
- * 抽選に欠席・遅刻したときは、申し込みを辞退したものとみなします。
- * 抽選にお越しの場合は必ず会員証をご持参ください。呈示していただきます。

協会処理欄（受付印）	受付 No.	共有 ☐	担当者

一般社団法人神奈川県馬主協会 TEL：044-246-5050 FAX：044-245-8090

様

年 月 日

一般社団法人神奈川県馬主協会

会長

印

市場取引馬購入奨励金受給資格取得通知書

次のとおり、市場取引馬購入奨励金の受給資格が決定しましたので通知します。

当選

【注意事項】

市場取引馬奨励金を受給しようとするセリで取得した馬が決まったときは、市場取引馬奨励金交付申請書に必要書類を添付して馬主協会に提出してください。

必要書類は、売買契約書（写し）、血統登録証明書（写し）です。

令和7年11月30日までに市場取引馬奨励金交付申請書が馬主協会に提出されなかったときは、市場取引馬金の受給資格を取り消しますのでご注意ください。

受給資格者は、この資格を辞退したとき、又はセリで馬を取得しなかった（できなかった）ときは、速やかに馬主協会にご連絡ください。

当選資格を第三者に贈与、譲渡することを禁止します。

（譲渡したときは、受給資格を取り消します。）

市場取引馬購入奨励金交付申請書

一般社団法人神奈川県馬主協会会長 殿

次のとおり、市場取引馬奨励金の交付を申請します。

(一般社団法人神奈川県馬主協会 FAX 044-245-8090)

交付申請年月日等		年 月 日														
馬主	住 所	〒 ()														
		電話 ()														
	氏 名															
	代理人氏名															
購入馬	馬 名	号														
	チップ番号	3	9	2	1	1	8	0								
	種類/性別	サラ		歳		オス ・ メス										
	父	号														
	母	号														
	セリの名称															
	購入日	年 月 日														
	購入価格	円 (消費税を除く額)														
	複数取得のとき	順位 (頭中 位)														
添付書類 (□に✓してください)		☐ 売買契約書(写) ☐ 血統登録証明書(写) ☐ その他()														

(注) 複数の馬を取得(複数取得)し、複数の馬について交付申請する場合は、それぞれの馬について交付申請書を作成し、一括して同時に交付申請書を提出してください。

馬名が決定していないときは、「〇〇〇2024」等と記入してください。

代理人(川崎競馬所属調教師に限ります)による申請の場合は、代理人氏名を記入してください。

協会処理欄	No _____	担当者

様

年 月 日

一般社団法人神奈川県馬主協会

会 長

印

市場取引馬購入奨励金交付決定書

次のとおり、市場取引馬購入奨励金の交付決定しましたので、通知します。

交付決定額

円

対象馬	馬名	号													
	チップ番号	3	9	2	1	1	8	0							
	種類/性別	サラ		歳		オス		・		メス					
	父	号													
	母	号													
	セリの名称														
	購入日	年		月		日									
複数取得のとき		順位（頭中位）													

（一般社団法人神奈川県馬主協会 TEL.044-246-5050 FAX.044-245-8090）

市場取引馬購入奨励金対象馬差替申請書

一般社団法人神奈川県馬主協会会長 殿

次のとおり、市場取引馬購入奨励金対象馬の差し替えを申請します。

(一般社団法人神奈川県馬主協会 FAX 044-245-8090)

差替申請年月日等		年 月 日														
馬主	住 所	〒 (—)														
		電話 ()														
	氏 名															
	代理人氏名															
差し替え後の馬名	馬 名	号														
	チップ番号	3	9	2	1	1	8	0								
	種類/性別	サラ 歳					オス・メス									
	父	号														
	母	号														
	セリの名称															
	購入日	年 月 日														
	購入価格	円 (消費税を除く額)														
	複数取得のとき	順位 (頭中 位)														
差し替え前の馬名	馬 名															
	複数取得のとき	順位 (頭中 位)														
差し替えの理由																

(注) 馬名が決定していないときは、「〇〇〇2024」と記入してください。

代理人(川崎競馬所属調教師に限ります)による申請の場合は、代理人氏名を記入してください。

協会処理欄	No _____	担当者

一般社団法人神奈川県馬主協会在きゅう馬出走着外付加給付金交付要綱

（目 的）

第 1 条 川崎競馬の振興と活性化を図る為、川崎競馬開催時、川崎競馬組合（以下「組合」という。）が支給する出走馬の着外手当の他に、別途、一般社団法人神奈川県馬主協会（以下「協会」という。）が協会会員（以下「会員」という。）に対し、会員所有の川崎在きゅう馬の着外に対する付加給付として、着外付加給付金を支給する。

（着外付加給付金の額）

第 2 条 6 着以下の馬に対し、着外付加給付金として、1 頭につき3万円を支給する。ただし、5 着同着、失格及び競走中止した場合は支給しない。

（受給資格要件）

第 3 条 この手当は、次の要件を満たした出走馬に支給するものとする。

- (1) 出走馬は、会員が所有する川崎在厩馬であること。
- (2) 会費を完納した会員であること。
- (3) 新たに会員の資格を取得した者については、会員登録時点（協会の理事会で加入が承認された日の翌月の初日）に資格要件を満たしたものとみなす。

（支給限度額）

第 4 条 着外付加給付金の総支給額は、当該事業の当初予算額を限度とし、順次支給するものとし、予算を超える時点で打ち切ることがある。

2 支給を打ち切る際、支給順位は、走破タイム上位順により決定するものとする。

（支給財源）

第 5 条 着外付加給付金の財源は、組合と協会が協議の上、組合の定める用途を特定した補助金の交付を受け実施するものであり、他の事業への流用はできない。

（着外馬の摘出）

第 6 条 協会は、毎開催ごとに組合が発刊する「川崎競馬成績」に基づき、受給資格要件を満たした会員の出走馬について摘出し、集計するものとする。

（支払時期）

第 7 条 前条にて集計した着外付加給付金は、各会員ごとに集計し、原則、年度間の6月・8月・10月・12月・2月と翌年4月の6回に分け、各会員の指定金融機関会員名義口座に振込むものとする。

*支給に際し、神奈川県川崎競馬組合の審査を受けることから、年6回の支給となっている。

（支払方法）

第 8 条 会員は、予め着外付加給付金を受け取る金融機関を指定し、協会に届け出るものとする。

2 協会は、前条の各支払い月ごとに各会員の指定金融機関に着外付加給付金を振込むものとする。

3 振込手数料は、協会が負担するものとする。

（着外付加給付金振込先金融機関届）

第 9 条 前条の金融機関の指定は、「振込先指定金融機関届」（第 1 号様式）により、協会へ事前
に届け出るものとする。

2 金融機関口座名義人は、会員名義の口座であること

3 前項の届出印は、指定金融機関に届け出た印鑑を押印して提出すること

（着外付加給付金の明細通知）

第 10 条 着外付加給付金の明細通知は、振込集計時点ごとにまとめた明細書を作成し、受給者
に通知するものとする。

（事業報告）

第 11 条 本事業は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、事業終了後 1 か月以内に事業報
告書を組合に提出し、精算するものとする。

（着外付加給付金の返還）

第 12 条 会員が協会定款第 9 条により除名されたときは、除名されるに至る行為がなされた時
点以降に支給された着外付加給付金は、その全額を返還するものとする。

2 当協会が会員に支給するその他の事業で違反して返還を求められた場合も、前項の規程を準
用する。

（その他）

第 13 条 この要綱の定めのほか、運用手続き等詳細事項については、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

3 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

4 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

5 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

振込先指定金融機関届

年	月	日
---	---	---

一般社団法人神奈川県馬主協会会長 殿

会 員 住所 _____

電話 _____ - _____

氏名 _____

次の私名義金融機関口座を給付金等振込口座として届け出ます。

金融機関名	銀行名	フリガナ						
		漢 字	銀行 ・ 信金 信組 ・ 農協					
	支店名	フリガナ						
		漢 字	支店					
お受取人	預金種目	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄						
	口座番号							
	お名前	フリガナ						
		漢 字						

- (注) 1. 漢字は、楷書で記載してください。
2. 振込先の金融機関が該当する金融機関を○で囲ってください。
3. 預金種目は、該当する種類の□をチェックしてください。
4. お名前のフリガナは、必ずご記入ください。

	名簿

一般社団法人神奈川県馬主協会競走馬事故共済規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県馬主協会（以下、「協会」という。）の会員が所有する競走馬で、競走馬事故共済に加入している競走馬（以下、「共済加入馬」という。）の不慮の事故等による故障の発生等に対して、事故見舞金（以下、「見舞金」という。）を支給することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 競走中 競馬に出走させるために競馬場構内に入場してから競走終了後、競馬場構内を出場するまでの間をいう。
- (2) 競走中以外 川崎競馬場及び川崎競馬場に所属するきゅう舎（小向きゅう舎の構内を含む。この項において同じ。）並びに練習馬場において調教師の指導の下での調教中（能力調教試験を含む。）並びに競馬に出走させるため競馬場構内に入るまで及び競走終了後、競馬場構内を出て川崎競馬場に所属するきゅう舎（以下「小向内きゅう舎」という。）に戻るまでの間をいう。
- (3) 共済事由 殺処分、へい死、事故による用途変更若しくは事故による3か月又は6か月の休養をいう。
- (4) 予後不良 事故により治療が困難で、安楽死処分が適当であると診断された状態をいう。
- (5) へい死 心臓発作等により突然死亡したことをいう。
- (6) 転きゅう 川崎競馬場に所属するきゅう舎から他の小向内きゅう舎への変更をいう。
- (7) 転出 小向内きゅう舎から他競馬場（JRAを含む。）のきゅう舎への変更をいう。
- (8) 対象休養 見舞金の支給対象である休養をいう。
- (9) リフレッシュ休養 見舞金の支給対象とならない小向きゅう舎外での休養をいう。
- (10) 休養中 対象休養にあっては、事故発生日の翌日から再出走日又は調教試験受験合格日まで、リフレッシュ休養にあっては、小向きゅう舎から移動した日の翌日から小向きゅう舎に帰きゅうした日までをいう。

第2章 共済加入

(加入馬の資格)

第3条 競走馬事故共済（以下「共済事業」という。）に加入できる競走馬は、川崎競馬場所属調教師と預託契約を締結し、次の条件を満たした馬とする。

- (1) 会員所有馬である（※共有馬にあっては、全員が会員であること）。
- (2) 2歳新馬（一般奨励）：外きゅう馬も可とし、3歳3月31日までに能力試験に合格する。
- (3) 2歳新馬（市場取引奨励）：小向に入きゅうし、3歳3月31日までに能力試験に合格する。
- (3) 2、3歳の転入馬：外きゅう馬を含め、南関東で1走以上する（※1）。
- (4) 2、3歳の南関東移籍馬：外きゅう馬を含め、川崎競馬への出走資格を有する（※1）。

(5) (1)から(5)以外の川崎競馬に出走資格を有する2、3歳馬(*1)

※1 再検査指定、出走停止処分を受けていないこと。

- 2 他場に転籍や登録抹消等で一度脱会した馬であっても、加入資格を満たし、共済委員会で承認された場合は、改めて馬体検査を行い、再加入を認めることがある。

(加入手続)

第4条 協会員は、所有馬を共済事業に加入させようとするときは、馬登録証を添付して協会の会長に共済加入申請書(第1号様式)(以下「加入申請書」という。)を提出するものとする。

- 2 加入申請書は、馬体検査実施日の2日前の協会の業務終了時刻までに協会の会長に提出するものとする。ただし、2日前の日が協会の業務を行わない日である場合は、協会の会長が別に定める日とする。

(加入資格審査等)

第5条 加入申請書が提出されたときは、協会の会長は審査委員による馬体検査を行い、審査委員会において審査の上、共済事業加入の可否を決定するものとする。

- 2 協会の会長は、共済事業加入を決定した場合は、当該共済加入馬の馬主(以下「当該馬主」という。)にそのことを通知するものとする。
- 3 協会が嘱託した獣医師(以下「嘱託獣医師」という。)は、審査委員とする。

(掛 金)

第6条 共済事業に加入が決定したときは、当該馬主は、次の掛金を納付しなければならない。

サラ系1頭につき月額5千円

- 2 掛金は、協会の会長が指定した集金日に納付するものとし、正当な理由なくして滞納した場合は、見舞金は支給しないものとする。
- 3 当該馬主は、共済事由が発生した月の掛金は納付するものとする。
- 4 当該馬主は、休養中においても第1項に規定する掛金を納付するものとする。
- 5 当該馬主は、対象休養の場合において休養中の掛金について見舞金から控除(天引き)するよう申請できるものとする。

(掛金の返還)

第7条 一度納入した掛金は、次のいずれかに該当する場合を除き、これを返還しない。

- (1) 前条第4項に規定する場合で、第9条第1項に規定する共済加入馬移動届をし、かつ対象休養においては協会の会長が再出走を確認し又は調教試験合格を確認したとき、リフレッシュ休養においては、協会の会長が小向きゅう舎への帰きゅうを確認したときにおいて休養中に納付した掛金(移動した月及び帰きゅうした月の掛金を除く。)であるとき
- (2) 共済事由発生後に納付した掛金(前条第3項及び前条第4項の場合を除く。)であるとき
- (3) 共済事業から脱退した場合(脱退したものとみなされた場合を含む。)において、脱退した月の翌月以降の掛金として納付した掛金であるとき。ただし、前条第5項の申請により控除(天引き)された掛金を除く。

- 2 前項各号に該当する場合は、掛金は馬主に返還するものとする。

第3章 見舞金

(見舞金の支給額等)

第8条 共済加入馬に共済事由が発生した場合には、当該共済加入馬の所有者に対し、事故見舞金支給表（別表1）に定めるところにより、協会の予算の範囲内で見舞金を支給する。

- 2 前項に規定する見舞金の支給は、審査委員会において共済事業の加入が決定された日又は初回の掛金を納付した日のいずれか遅い日の翌日以降に発生した共済事由からとする。

(共済加入馬の移動等)

第9条 共済加入馬を受託している調教師は、共済加入馬を小向内きゅう舎以外の場所に移動して対象休養又はリフレッシュ休養をさせるときは、共済加入馬移動届（第2号様式）により移動後1週間以内に協会の会長に届け出なければならない。小向内きゅう舎以外の場所において対象休養又はリフレッシュ休養を終え帰きゅうさせるときも同様とする。

- 2 前項の場合において、外きゅうは小向内きゅう舎以外の場所とみなす。
- 3 第1項後段に規定する届け出が同項に規定する届け出期間経過後になされた場合は、届け出がなされた日をもって帰きゅうしたものみなす。
- 4 共済加入馬が転きゅう又は転出した場合は、第1項の規定を準用する。
- 5 共済加入馬を受託している調教師は、共済加入馬の所有者が死亡又は変更した場合は、速やかに協会の会長に届け出るものとする。

(見舞金の支給制限等)

第10条 共済加入馬を不当使用し若しくは管理上において故意又は重大な過失により負傷、死亡等の事故を発生させた疑いのある場合は、実状を審査し、見舞金を支給しないか又は減額することがある。

- 2 対象休養中の共済加入馬が、休養届出期間（共済加入馬に休養が必要であるとして診断書に記載された期間。以下同じ。）満了前に競走に出走した場合は、追加見舞金は支給しない。ただし、休養期間（事故発生の日から起算し、次に出走した日の前日までをいう。）が、休養届出期間の3分の2以上を経過している場合はこの限りでない。
- 3 共済加入馬が転出し又は協会員が協会員でなくなった場合（定款第10条に規定する協会員資格の喪失を含む。）は、共済事業から脱退したものとみなし、見舞金は支給しない。
- 4 休養中に発生した共済事由については見舞金を支給しない。ただし、対象休養を小向きゅう舎（外きゅうを除く。）から移動することなく小向きゅう舎内で行っている場合に発生した共済事由（3か月又は6か月の休養を除く。）又は再出走時若しくは調教試験時に発生した共済事由についてはこの限りでない。
- 5 小向きゅう舎の外きゅうにおいて発生した共済事由については、見舞金を支給しない。
- 6 前条第5項の場合において、共済加入馬の新しい所有者が協会員でないときは、共済事業から脱退したものとみなし、所有者の変更に発生した共済事由に係る見舞金は支給しない。
- 7 年度途中において、予算執行上不都合の発生する恐れが生じたとき又は特別の理由のある場合は、支給額を変更することができる。
- 8 共済加入馬が落雷等の天災、悪性伝染病等により一時に多数の共済事由が発生した場合は、支給額を変更することができる。
- 9 前2項の支給額の変更は、協会の理事会の決議をもって行う。

(見舞金交付申請の手続等)

第11条 見舞金の交付を受けようとする者は、共済加入事故馬見舞金交付申請書(第3号様式)(以下「交付申請書」という。)に次に定める関係書類を添えて、協会の会長に申請するものとする。

- (1) 予後不良により殺処分した場合、嘱託獣医師の発行する死亡診断書又は検案書
- (2) へい死した場合、嘱託獣医師の発行する死亡診断書又は検案書
- (3) 事故により用途変更する場合、嘱託獣医師の発行する診断書、レントゲン写真等協会の会長又は嘱託獣医師が必要とする書類及び抹消登録証(次条に規定する期間内に提出できないときは、抹消登録証発行後速やかに提出するものとする。)
- (4) 事故により休養する場合、嘱託獣医師の発行する診断書
- (5) 競走中の事故で安楽死となった場合等で、嘱託獣医師が診断・検案できない場合は、主催者が発行する診断書

(交付申請)

第12条 見舞金の交付申請は、共済事由が発生した日の翌日から起算して2週間以内に行うものとする。ただし、2週間以内に交付申請できない特別の理由があると協会の会長が認めた場合は、この限りでない。

(交付決定等)

第13条 協会の会長は、交付申請書の提出があったときは、審査の上、見舞金の額(休養期間の判断は、共済委員長が、嘱託獣医師の診断に係る意見を聞いた上で決定し、理事会に報告する。)及び支給の時期について決定し、書面で当該馬主に交付決定を通知するものとする。

(見舞金の支給)

第14条 見舞金の支給は、次の各号に定めるところにより行う。

- (1) 殺処分、へい死又は事故による用途変更の場合、交付申請書を受領した後遅滞なく支給する。
- (2) 事故による3か月又は6か月の休養の場合、見舞金の一部(事故見舞金支給表(別表)に定める額。)は申請書を受領した後、その追加額見舞金は、協会の会長が再出走(完走)を確認した後又は調教試験の結果を確認した後(後払い)、遅滞なく支給する。なお、帰きゅう後の再出走で再度負傷した場合、6か月の見舞金を上限とし、20%減額した見舞金を支給する。

2 見舞金は、共済加入馬の所有者の預金口座に振り込むものとする。

(帰きゅう付加金)

第14条の2 前条第1項第2号に規定する追加額が支給される場合において、事故見舞金支給表(別表1)に定める額を帰きゅう付加金として追加額に加えて支給する。

第4章 長期在きゅう馬報奨金

(支給対象)

第15条 小向内きゅう舎(外きゅうを除く。)に繋留されている共済加入馬が、共済事業から脱退した場合、長期在きゅう馬報奨金支給表(別表2)に定めるところにより、協会の予算の範囲内で長期在きゅう馬報奨金(以下「在きゅう馬報奨金」という。)を支給する。

(在きゅう馬報奨金の支給制限等)

第16条 前条の規定にかかわらず、第8条第1項の規定により、見舞金が支給されたときは在きゅう馬報奨金を支給しない。ただし、競走中及び競走中以外の事故により3か月の休養若しくは6か月の休養と診断された場合において、馬主又は調教師が休養に係る事故見舞金の支給に替え、在きゅう馬報奨金の支給を受けることを選択（この条において「支給選択」という。）した場合、又は競走中及び競走中以外の事故により3か月の休養若しくは6か月の休養による事故見舞金の支給を受けた後、休養期間に1か月を加えた期間内に支給選択した場合は、見舞金が支給されなかったものとして、在きゅう馬報奨金を支給する。

2 前項ただし書の場合において、事故発生日をもって共済脱退日とみなす。

3 リフレッシュ休養をしている共済加入馬が、帰きゅうせず休養中に用途変更、譲渡、転出等をした場合は、リフレッシュ休養に出た日をもって共済脱退日とみなす。

4 第7条第1項第1号の規定により掛金の返還を受けている場合は、掛金の返還を受けた月数を小向内きゅう舎在きゅう月数から控除する。ただし、在きゅう馬報奨金の基礎部分についてはこの限りでない。

5 共済加入馬が、共済事業から脱退した日より前に対象休養により見舞金が支給されている場合は、別に定める額を控除して在きゅう馬報奨金を支給する。

6 第1項ただし書後段に該当する場合にあっては、在きゅう馬報奨金の支給額から既に休養見舞金として支給されている額を控除して支給する。

7 第1項ただし書後段に該当する場合及び第3項に該当する場合は、第7条第1項第3号の規定は適用しない。

8 協会員が協会員でなくなった場合（退会、除名又は定款第10条に規定する協会員資格の喪失。）において、その者が所有している共済加入馬について在きゅう馬報奨金は支給しない。

9 共済加入馬の所有者が変更となった場合、会員間の移動においては、譲渡された会員が、前所有者の所有期間を引き継ぐものとする。但し、転籍等で脱会後に再加入した場合は、脱会前の所有者の所有期間は引き継がないものとする。

(在きゅう馬報奨金の申請)

第17条 在きゅう馬報奨金の交付を受けようとする者は、長期在きゅう馬報奨金交付申請書（第4号様式）を協会会長に提出するものとする。

(在きゅう馬報奨金の支給)

第18条 在きゅう馬報奨金の支給は、交付申請書の受領後、遅滞なく行う。

(準用規定)

第19条 第10条第7項から第9項まで、第12条、第13条及び第14条第2項の規定は、在きゅう馬報奨金の支給に準用する。この場合において、「共済事由」とあるのは「共済からの脱退事由」と、「見舞金」とあるのは「在きゅう馬報奨金」と読み替えるものとする。

第5章 その他

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、共済事業の運用に関し必要な事項は、協会の理事会の

決議のうえ協会の会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 社団法人神奈川県馬主協会競走馬事故共済規程は、廃止する。
- 3 施行日より前に発生した共済事由に基づく見舞金の支給は、なお従前のクラス別見舞金の額による。
- 4 施行日より前に共済事業に加入した外厩に繋養されている共済加入馬については、第 10 条第 4 項及び同条第 5 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 施行日に現に事故による休養中の共済加入馬にあっては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（長期在きゅう馬報奨金関係）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（第 6 条、第 14 条の 2 関係ほか）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。ただし、改正後の第 6 条第 5 項及び第 14 条の 2 の規定は、平成 28 年 3 月 28 日以降に発生した事故から適用し、平成 28 年 3 月 28 日より前に発生した事故については、なお従前の例による。

附 則（第 3 条関係等）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（別表 1 関係等）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（第 13 条関係）

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する（※ 2 歳認定奨励馬の記載を削除した。）。

附 則（第 3 条関係）

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する（※ 共有馬の資格を明確に定めた。）。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する（※ 再加入を認めることとし、長期在きゅう馬の馬主変更時の在きゅう期間の算定基準を明確に定めた。）。

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する（※ 共有馬にあっては、全員が会員であることに移行する。）。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する（第 14 条見舞金の支給において、帰きゅう後の再度負傷について明記した。）。

事故見舞金支給表【2025年度】

(単位: 千円)

発生区分		競走中		競走中以外	競走中及び競走中以外	
処理区分		殺処分	用途変更	殺処分又は用途変更	休 養	
説 明		競走中に予後不良となり殺処分された場合又は競走中にへい死した場合	競走中の故障により競走の用に供することができなくなり、競馬以外の用途にする場合	故障等により、殺処分、へい死又は競走の用に供することができなくなり、競馬以外の用途にする場合	故障等のため休養する場合	
					3 か月	6 か月
性 別		オス/セン・メス	オス/セン・メス	オス/セン・メス	オス/セン・メス	
ク ラ ス 別 見 舞 金 額	A1	1,000	800	600	180 (60)	360 (120)
	A2	900	700	550		
	B、C 無格付	800	600	500		

備考

1 休養の場合の支給額は、申請時にカッコ内の額を支給し、帰きゅう後に残額を追加支給する。残額を追加支給する際、休養3か月の場合は5万円を休養6か月の場合は10万円を帰きゅう付加金として支給する。

2 共済加入時に既往症と診断された場合、又は共済事項発生時に既往症と診断された場合の支給額は、20%を減額した額とする。ただし、既往症と診断された後、1年以上を経過した場合においては、既往症による減額はしない。

3 前の共済事由発生後の再出走から1年を経過しない間に当該共済事由が発生した場合は、20%を減額した額とする(1年未満の間の再交付による減額)。

4 1年未満の間の再交付において、診断書に既往症の記載がある場合は、20%を加算し40%減とする。

5 見舞金を減額すべき場合において、千円未満の端数が生じた場合は、千円未満は切り捨てる。

6 発生区分「競走中」の場合は、川崎競馬組合に提出した「馬の受傷届」の写しを添付すること。

※2018年度見直し

別表 2（第15条関係）

長期在きゅう馬報奨金支給表【2015年度から2025年度まで】

（単位： 円）

在きゅう月数	基礎額	付加割
31か月から36か月まで	50,000	20% (1か月当り1,000円)
37か月から48か月まで	100,000	
49か月以上	150,000	

注

- 1 在きゅう期間は、共済事業の対象となる日から共済事業からの脱退までの月数とし、1日でも共済制度に加入していれば1か月とする。
- 2 基礎額の算定の在きゅう月数は、1による。
- 3 付加割算定の基礎となる在きゅう月数は、基礎額の算定の在きゅう月数から掛金の返還を受けた月数を差し引いた月数とする。
- 4 付加割は、3で得た月数に、1か月当りの掛金額を乗じた額に付加割合（20%）を乗じた額とする。 ※計算式：3の月数×5,000円×0.2
- 5 長期在きゅう馬報奨金の支給額は、在きゅう月数に応じた基礎額に、4で得られた付加割による額を加算した額とする。 ※計算式：基礎額＋4の額
- 6 長期在きゅう馬報奨金支給までの間に、休養による事故見舞金を1回支給されている場合は3万円を、2回以上支給されている場合は5万円を、5で得た額から差し引く。
- 7 2026年3月31日までに、当該馬が事故共済制度脱退を確認した段階で支給する。

共済加入申請書

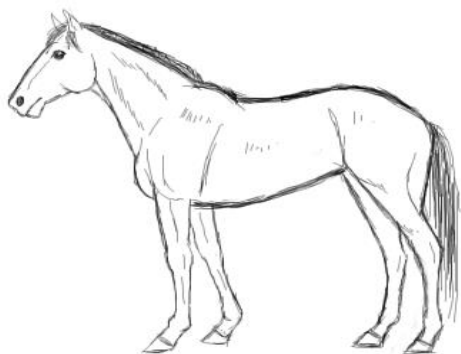
馬名	号				サラ系	歳	・新馬	
チップ番号	3	9	2	1	1	8	0	・転入馬
性別	オス/セン・メス	毛色		生年月日	年	月	日	
血統	父				母の父			
	母				母の母			
全協登録年月日	年	月	日	入きゅう年月日	年	月	日	
能力試験実施日 (認定競走年月日)	年	月	日	きゅう舎名	きゅう舎			
転入馬の直近 の出走歴	・川崎競馬 ・大井競馬 ・船橋競馬 ・浦和競馬 年 月 日 第 競走 着 (タイムオーバー: あり)							

上記の馬を共済に加入させたいので申請します。

(一般社団法人神奈川県馬主協会 FAX 044-245-8090)

年 月 日

一般社団法人神奈川県馬主協会会長 殿



〒

馬主住所

馬主氏名

管理者氏名

検査年月日	年 月 日	判定	合・否
検査員氏名			
特記事項 (既往症の有 無、否とした理 由等)	既往症(あり・なし)		*協会処理欄 No

注1 共済加入申請書は、馬体検査の2日前(2日前の日が、協会の事務を行わない日の場合は、別に定める日)までに提出してください。

注2 転入馬は、3歳中に地全協登録すると共に小向きゅう舎に入きゅうしていること。

注3 転入馬は川崎所属馬として、3歳中に南関で1走していること。

注4 馬登録証を添付してください。

注5 共済加入に当たって、神奈川県川崎競馬組合から情報を取得することがあります。ご了承ください。

共済加入馬移動届(※馬主変更も含む。)

馬名	号										*協会処理欄 No	
チップ番号	3	9	2	1	1	8	0					
性別	オス/セン・メス		毛色		生年 月日	年		月	日			
現所属 きゅう舎名	きゅう舎 (前所属きゅう舎名 :)											
移動理由	休養・帰きゅう・転きゅう・転出・その他()											
移動先	都・道・府・県				市・郡		町		牧場・きゅう舎			
移動年月日	年		月		日							
帰きゅう年月日	年		月		日							
再出走(調教 試験)年月日	・川崎競馬 ・大井競馬 ・船橋競馬 ・浦和競馬 年 月 日 ・ 第 競走											

馬主の変更

旧馬主名		理 由	譲渡・馬主死亡
新馬主名		譲渡・死亡等 年月日	年 月 日
新馬主が協会会員であるか(会員・非会員) 共済に継続して加入するか(する・しない)			

上記のとおり移動したい(変更したい)ので届け出ます。

(一般社団法人神奈川県馬主協会 FAX 044-245-8090)

年 月 日

一般社団法人神奈川県馬主協会会長 殿

(馬主の変更・死亡の場合は、記入不要)

馬主氏名

管理者氏名

受付年月日	年 月 日	処理	
-------	-------	----	--

(注) 共済加入馬の移動等について、神奈川県川崎競馬組合から情報を取得する場合があります。ご了承ください。

共済加入馬事故見舞金交付申請書

馬 名	号				クラス	A1 C1	A2 C2	B1 C3	B2 C3	B3 未格
チップ番号	3	9	2	1	1	8	0			
性 別	オス／セン・メス		毛色		生年月日	年		月	日	
事故月日	年		月		日					
発生場所	川崎競馬場 小向きゅう舎 他競馬場()									
事故状況										
病 名										
処 置 (該当に○を してください)	殺処分 斃死 ^{へいし} 用途変更 休養3か月 休養6か月 (休養退きゅう日: 月 日 共済加入馬移動届を提出してください)									
添付書類 (該当に○を してください)	診断書・検案書・レントゲン写真・化製証明・その他()									
休養期間中の掛金を共済見舞金から控除(天引き)しますか。(する ・ しない) 控除(天引き)する場合は、馬主名を記入してください。 馬主名 _____										

上記のとおり所有馬を処置したので、見舞金の交付を関係書類を添えて申請します。

年 月 日

一般社団法人神奈川県馬主協会会長 殿

〒 _____
馬主住所

馬主氏名

管理者氏名
(調教師名)

審査年月日	年	月	日	署名	
-------	---	---	---	----	--

(注) 見舞金の交付に当たって、神奈川県川崎競馬組合から情報を取得する場合があります。ご了承ください。

長期在きゅう馬報奨金交付申請書

馬 名	号										*協会処理欄 No			
チップ番号	3	9	2	1	1	8	0						種別	サラ系
性 別	オス／セン・メス			毛色				生年月日		年 月 日				
共済加入 年月日	年 月 日													
共済脱退 年月日	年 月 日 (在きゅう か月)													
過去の休養見 舞金支給況	過去に休養による見舞金支給 (支給基礎額) 1.31か月以上36か月まで：5万円 2.37か月以上48か月まで：10万円 3.49か月以上：15万円 ア なし イ 1回あり ウ 2回以上あり (付加割) (掛金返還済 か月分：掛金支払月数 か月) 掛金支払月数の20%													
共済脱退 理由	用途変更 廃馬 転きゅう() 休養中事故 譲渡 繁殖 乗馬 その他()													
☐ 年 月 日発生の事故について長期在きゅう馬報奨金に選択・変更する。														

(注) 該当する項目に○をしてください。(長期在きゅう馬報奨金に選択・変更する場合は、□に√してください。)

上記のとおり、長期在きゅう馬報奨金の交付を申請します。

(一般社団法人神奈川県馬主協会 F A X 044-245-8090)

年 月 日

一般社団法人神奈川県馬主協会会長 殿

〒 -
馬主住所

馬主氏名

管理者氏名
(調教師名)

審査年月日	年 月 日	署名	
協会処理欄			

(注) 報奨金の交付に当たって、神奈川県川崎競馬組合から情報を取得する場合があります。ご了承ください。

共有馬に関する注意点について

① 「共有馬」は、お申込み時に共有事前申請（全員が正会員または共有限定会員であること）が必要です。

② 「共有馬」を所有する場合は、「正会員」、「共有限定会員」とともに共有する毎に、1頭の権利を行使したことになります。

＊代表馬主が異なる馬の共有であっても、規定の権利頭数を超過して申請することはできません。
→共有者に権利数が超えている会員が含まれる場合は、権利がある会員が代表馬主でも申請ができませんのでご注意ください。

＊一般奨励馬においては、共有クラブ、クラブ法人等の代表者以外の共有数はカウントされません。

③ 一般奨励馬事業において、馬体検査の時点で事前登録時と馬主が変更されていた場合は支給対象外です。

＊以下の場合の所有変更は支給対象です。

個人馬主 A 氏で事前登録

→ A 氏が代表の「法人」「組合」（共に正会員）、「共有クラブ等」への変更

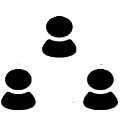
法人、組合 B で事前登録

→ B 社（組合）の代表者 B 氏個人名義（正会員）への変更

④ 市場取引馬において、正会員を含む2名以上、共有限定会員3名以上で共有する場合は代表馬主1名のみが申込みすることが可能です。（抽選の公平性を保つため）

奨励金の受給条件（○申込可、×申込不可）

＊いずれの場合もお申込み時に共有事前申請（所有割合は不問）が必要です。

 対象馬	奨励事業の種類	
	市場取引馬	一般奨励馬
正会員を含む共有（正会員または共有限定会員）   OR  正会員 共有限定会員 正会員	 * 申込時に共有申請済ならば 共有者は当選後の入会でも可	
共有限定会員のみ3人以上で所有    共有限定会員 共有限定会員 共有限定会員		
共有限定会員のみ2人以下で所有 または共有限定会員が代表の共有クラブ等   OR  共有限定会員 共有限定会員 共有限定会員 共有クラブ等		
正会員が代表の共有クラブ等   正会員 共有クラブ等	 共有クラブ、共有会 等の全ての人が会員 であることが条件	 代表者以外は会員 ではなくても可

対象馬	共有者の内訳	可否
①市場取引馬、一般馬 	正会員 A 氏	○
	共有馬会員 B 氏	
②市場取引馬、一般馬 	共有馬会員 B 氏	○
	共有馬会員 C 氏	
	共有馬会員 D 氏	
③市場取引馬、一般馬 	正会員 E 氏	× * B 氏が3頭目になるため否 E 氏は、他の重複しない会員とは可
	共有馬会員 B 氏	
④一般奨励馬 	正会員 F 氏代表の共有クラブ	○ * 一般奨励馬の共有クラブ等は代表者が正会員であれば出資者の内容は問わないため可
	共有馬会員 B 氏	
	非会員 G 氏	

令和7年度 奨励馬事業の予定

令和7年5月上旬 市場取引馬応募要項の発送

令和7年6月13日 市場取引馬応募締切

令和7年6月20日 市場取引馬抽選

令和7年2月28日 令和7年度一般奨励馬事前申請締切済

市場取引馬奨励金事業についての補足事項

次の事案が発覚した場合、奨励金対象として認められませんのでご注意ください。

1. 当選者が関与する牧場の上場馬を競り落とした場合。
2. 当選者および当選者が関与する法人等が所有する繁殖牝馬の仔馬を競り落とした場合。

